

平成 29 年 4 月 12 日

会長代理 松 浦 正 人 殿

会長が欠けた場合の
執行体制のあり方に関する検討会議
座長 海老名市長 内 野 優

会長が欠けた場合の執行体制のあり方に関する検討会議
における検討結果について（答申）

「会長が欠けた場合の執行体制のあり方に関する検討会議」において、
下記のとおり取りまとめたので、答申する。

記

1. 会長が欠けた場合の次期会長選任方法について

(1) 会長が欠けた場合の次期会長選任方法については、次のとおりとする。

- ① 副会長は、協議の上、副会長の中から会長（補欠）候補者を「正副会長候補者選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）に推薦
- ② 選考委員会は、会長（補欠）候補者を選考
- ③ 選考委員会は、選考した会長候補者を直近の評議員会に推挙し、評議員会において、会長（補欠）を決定

(2) 会長（補欠）の任期は、前任者の残任期間内の直近の総会までとする。

2. 会長が欠けた場合の会長職務代理者の決定方法について

会長が副会長の中から、あらかじめ会長の職務を代理する者を指名することとする。